



# 埼玉県報

第 2687 号  
平成 27 年(2015 年)  
4 月 14 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県団体内統合宛名システム開発業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 県立社会福祉施設使用料及び手数料徴収事務委託（社会福祉課）
- と畜検査手数料の徴収事務委託（食肉衛生検査センター）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 秩父用水土地改良区の役員就退任届（秩父農林振興センター）
- 妻沼西南土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- さいたま都市計画公園の変更（公園スタジアム課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県団体内統合宛名システム開発業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約日から平成28年3月31日（木）まで

### (4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成26年度に実施された「番号制度に係る基盤システム設計等業務委託」の受託者でないこと。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(7) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 平成25年度から平成26年度までの間に、都道府県での基幹系システム（総務事務システム、財務システム又は税務システム）の開発を受託し、誠実に履行した者

イ 都道府県での行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係る統合宛名システムの開発（設計業務の受託を含む。）を受託した又は受託している者

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 関口 電話048-830-2294(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月26日（火）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月25日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月26日（火）午前10時30分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成27年5月26日（火）午前11時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年5月12日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Development of Saitama Prefectural Individual Identification Number Management System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 11:00 a.m., May 26, 2015

By registered mail: 5:00 p.m., May 25, 2015

In person: 10:30 a.m., May 26, 2015

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Planning and Finance Department,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel: 048-830-2294

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サッカースポーツ文化観光地域振興クラブ

三 代表者の氏名

本田 誠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市野火止四丁目四番六十号

五 定款に記載された目的

この法人は、新座市を中心とする地域に対し、幼児・小学生・一般等や障がい者にサッカー・スポーツ教室・文化・観光事業を行い、健康保持増進から競技力向上と文化の継承・観光の振興に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オンスズプロダクション

三 代表者の氏名

白石 裕一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市松江町一丁目五番地四 ラフイーネ川越一階

五 定款に記載された目的

この法人は、行政・団体・企業と協働して、川越市を中心とする地域経済活性化のため、イベント事業、広報事業などを行い、新たな魅力を創造することで更なる観光の振興を図り、地域貢献を通じてまちづくりに寄与することを目的とする。



# 告示

## 埼玉県告示第四百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者 歯科診療所 埼玉県立あさか向陽園 障害者歯科診療所 埼玉県立そうか光生園 障害者歯科診療所 埼玉県障害者交流セン ター及び同施設の附属 設備	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八 番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 平塚 正敏	平成二十七年 四月一日から 平成二十八年 三月三十一日 まで

# 告示

## 埼玉県告示第四百二二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成二十七年四月 一日から 平成二十八年三月 三十一日まで
和光ミートセンター	和光市下新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 徳次	
県北食肉センター	熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 光一	
本庄食肉センター	本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 増野 幸男	
北埼玉食肉センター	加須市大字平永千四十七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

# 告示

## 埼玉県告示第四百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一、四丁目一番地一、四丁目二番地

### 二

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 十三万九百九十五平方メートル

（変更後） 十三万八千九百二十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 八一五〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 九二二三台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 五八五五台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 六七一一台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 二六〇四平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 二七一二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 一二〇二立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一二二二立方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） A 街区（K a z e 街区）・B 街区（M o r i 街区） 午前六時から翌午前一時

ら翌午前一時

O U T L E T 敷地隣接隔地駐車場 午前六時から翌午前一時

（変更後） A 街区（K a z e 街区）・B 街区（M o r i 街区） 午前六時から翌午前一時

ら翌午前一時

OUTLET敷地隣接隔地駐車場 午前六時から翌午前一時  
D街区（OUTLET街区） 午前八時から午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二一か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 二四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十七年十一月一七日

ニ 届出年月日

平成二十七年三月十六日

二 縦覧期間

平成二十七年四月十四日から平成二十七年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年四月十四日から平成二十七年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秩父用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	長島敏夫	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬三千三百三番地
同	富田喜代治	同 同 四千八百八十六番地三
同	富田孝	同 同 四千九十八番地
同	堀口義正	秩父市大野原三千三百一番地
同	岩田豊太郎	同 中村町四丁目十一番四号
同	杉田守正	同 黒谷六百七十九番地一
同	高野芳三	同 金室町十一番地六十号
監事	大野則男	秩父郡横瀬町大字横瀬四千三百三番地二
同	西光秋	秩父市大野原七百八十三番地
同	岩崎守雄	同 上宮地町三十三番九号

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	風間録朗	埼玉県秩父市大野原八百七十二番地
同	富田征作	秩父郡横瀬町大字横瀬四千九百九番地
同	富田孝	同 同 四千九十八番地
同	長島敏夫	同 同 三千三百三番地
同	岩田豊太郎	秩父市中村町四丁目十一番四号
同	杉田守正	同 黒谷六百七十九番地一
同	高野芳三	同 金室町十一番地六十号
監事	大野則男	秩父郡横瀬町大字横瀬四千三百三番地二
同	高橋仁作	秩父市大野原九百五番地二
同	岩崎守雄	同 上宮地町三十三番九号

# 告示

## 埼玉県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 稔	埼玉県熊谷市八木田五百三十七番地
同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地
同	大岡 博	同 八木田百六十九番地
同	井上 圀男	同 原井百番地
同	岩崎 亘夫	同 飯塚四百二十四番地
同	森 新一	同 弥藤吾二千四百九番地一
同	田野 雅己	同 男沼二十番地
同	塚田 峰夫	同 西野三百六十八番地一
同	鈴木 宏治	同 飯塚八百十一番地
同	小林 七郎	同 東別府二千二百十二番地
同	馬場 初男	同 上江袋九百七十二番地
同	長島 秀夫	同 同 二十八番地
同	長谷川 忠一	同 弥藤吾千八百一番地
同	坂本 辰夫	同 上江袋千二百七十九番地二
同	内田 昭芳	同 飯塚九百五十五番地一
同	小林 徳司	同 市ノ坪七十五番地二
同	井上 秀男	同 飯塚千八百七十番地
同	田口 政雄	同 永井太田千三百八十五番地二
同	福島 貞夫	同 飯塚千五百九十一番地
同	大澤 充	同 深谷市堀米百五十六番地一
監事	井田 文雄	同 熊谷市弥藤吾千四百八十三番地一
同	川田 光治	同 上江袋千三百四十二番地
同	田沼 寛央	同 永井太田四百十六番地

### 二 退任

職名 氏名 住所



## 告 示

### 埼玉県告示第四百六号

さいたま市からさいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十七年四月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
新座ふれあいの家	埼玉県新座市新座二丁目一 四番六一号	新座市長	五〇三人